

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	健康増進課	整理番号	1-3
許認可等の種類	栄養士免許証の再交付				
根拠法令条例等・条項	栄養士法施行令第6条第1項、同第4項、同第5項				
許認可等の概要	栄養士免許証の再交付				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】  ・栄養士法施行令  第六条 栄養士は、栄養士免許証を破り、汚し、又は失つたときは、免許を与えた都道府県知事に栄養士免許証の再交付を申請することができる。  2～3(略)  4 栄養士免許証又は管理栄養士免許証(以下この条において「免許証」と総称する。)を破り、又は汚した栄養士又は管理栄養士が第一項又は第二項の申請をするには、申請書にその免許証を添えなければならない。  5 栄養士又は管理栄養士は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事又は厚生労働大臣に返納しなければならない。  6～7(略)</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日				
期間の制定根拠	—				